



米国会計関連情報 最近の論点

FASB一ヘッジ会計の改訂を決定

FASBは2015年6月に開催された会議において、U.S. GAAPのヘッジ会計¹を改訂することを決定した。この改訂は、ヘッジ会計モデルの適用範囲を拡大し実務上の負担を軽減することを目的としている。

【主な内容】

- FASBは、非金融ヘッジ対象の特定の構成要素に対するヘッジ会計の適用を認め、有効性のテスト、ヘッジの文書化、表示及び開示に関連する改訂を行うことを決定した。
- ヘッジ手段の金利リスクについては、契約上明示された変動金利、新たなベンチマーク固定金利、及びクーポン総額のうちベンチマーク部分に対するヘッジ会計が認められる。また、金融商品の期間の一部をヘッジ対象として指定することもできる。
- 企業は、ショート・カット法 (shortcut method) を使用すべきではない、または使用することがもはや適切ではないと判断した場合、原則的な有効性評価方法を適用することができる。
- FASBは、すべてのヘッジ関係に関して、高い有効性の適格基準 (highly effective qualifying threshold) を引き継ぐことを決定した。

【主な影響】

- 現在U.S. GAAPで認められている範囲よりも多くの金融及び非金融ヘッジ戦略に対して、ヘッジ会計が認められるようになる。
- 要求される有効性のテスト及びヘッジの文書化は、より負担の軽いものとなる。
- ショート・カット法の利用の重要な阻害要因が取り除かれる。

¹ FASB ASC Topic 815 「デリバティブ及びヘッジ」 www.fasb.org より入手可能。

【ヘッジ・モデル全般】

非金融項目の部分的ヘッジ

企業は契約上明示された構成要素をヘッジ対象として指定することが認められる。例えば、ある企業は、ジェット燃料価格の一部が契約期間における原油価格の変動に連動することを明示するようなジェット燃料の購入契約を締結する場合がある。この企業は、原油先物契約を利用して原油価格の構成要素をヘッジする場合がある。FASBの決定により、企業はジェット燃料購入契約の原油価格構成要素をヘッジ対象と定義することができる。これは、ジェット燃料価格の全体をヘッジ対象として指定することが企業に要求される現行のU.S. GAAPからの変更点である。

有効性のテスト

すべてのヘッジ関係に関する高い有効性の適格基準が引き継がれる。

ショート・カット法またはクリティカル・ターム・マッチ法 (critical-terms match method) の要件を満たす場合を除き、すべてのヘッジに関する当初の定量的有効性評価が引き続き要求される。ただし、事後の定量的評価は、関連する事実及び状況の変更があった場合にのみ実施される。

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動の表示及び計上

高い有効性の基準を満たすヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動に対して、新たな報告規定が適用される。

公正価値ヘッジ及びキャッシュフロー・ヘッジの両方において、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動を、もはや有効部分と非有効部分別に分解しない。

キャッシュフロー・ヘッジ

企業はヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動全額を、ヘッジ対象が損益に影響を及ぼすまで、その他の包括利益(OCI)に表示する。その他の包括利益累計額(AOCI)から振り替えられた金額は、ヘッジ対象の損益計算書の表示科目に計上する。

公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動全額は、ヘッジ対象の損益計算書の表示科目に表示する(例: 支払利息または売却された商品の原価)。これは、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動をどの損益計算書の表示科目に含めるべきかを明確にしていないう現行のU.S. GAAPからの変更である。

ヘッジの文書化

企業は3ヶ月の有効性テスト期間の終了時までには有効性テストを実施し、関連する定量的な部分(quantitative portion)の文書を作成しなければならない。ヘッジの開始と同時に他のすべてのヘッジ文書を作成するという現行の規定は変更されない。

任意のヘッジ指定の解除

FASBは、企業が引き続きヘッジ関係の指定解除を任意に行うことを認める決定をした。

開示

追加または改訂されるヘッジ会計に関する開示規定は以下のとおりである。

- 公正価値ヘッジのベースス・アジャストメント累計額に関する追加的開示が要求される。
- ヘッジ会計が損益計算書の表示科目に及ぼす影響に焦点を当てた現行のU.S. GAAPにおける特定の表形式での開示は改訂される。
- ヘッジ会計の目的を達成するための定量的な目標がある場合には、当該目標について説明する追加的な定性的開示が要求される。

【金融要素のヘッジ関係】

ベンチマーク金利

変動金利ヘッジ対象

契約上明示された指標は、キャッシュフロー・ヘッジにおけるヘッジ対象に指定された金利リスクとして認められる。これは、ヘッジ会計を用いるためには、ヘッジ対象の金利リスクはベンチマーク金利リスクの定義を満たさなければならない現行のU.S. GAAPからの変更である。

この変更は、ヘッジ手段の利払いがプライムレートの変動に基づいて調整される場合に金融機関にヘッジ会計を用いることを認めるため、多大な影響を及ぼすことが予想される。

固定金利ヘッジ対象

現行のU.S. GAAPにおいては、ヘッジ対象に指定された金利リスクはベンチマーク金利でなければならない。FASBは、この要件とベンチマーク金利の現行の定義の両方を保持することを決定した。ただし、証券業金融市場協会 (Securities Industry and Financial Markets Association) のミュニシパル・スワップ・インデックス (municipal swap index) は、認められるベンチマーク金利のリストに追加される。

FASBはまた、クーポンのキャッシュフロー総額のうち、ベンチマーク金利に帰属する部分を公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象リスクとして指定することを企業に認めることを決定した。これは、企業がヘッジ対象における変動を測定する際にクレジット・スプレッドを考慮しないことを認めることになる。現行のU.S. GAAPは、クーポンのキャッシュフロー総額を用いてヘッジ対象における変動を測定することを企業に求めている。この変更は、ヘッジの非有効部分を削減することになる。

一部期間のヘッジ

公正価値ヘッジにおいて、企業は負債性金融商品の満期までの残りの期間の一部をヘッジ対象に指定することができる。したがって企業は、ヘッジ対象の公正価値変動の期間がヘッジ手段のデリバティブと同じであると仮定して、当該価値の変動を算定することが認められる。

期限前償還可能債務

期限前償還可能債務の公正価値ヘッジの有効性評価において、企業は、期限前償還オプションが指定されたヘッジ対象リスク(例:金利リスク)に関連する場合にのみ、その影響を考慮することが認められる。コール・オプションが行使されるその他の理由は、考慮する必要はない。

【ショート・カット法】

企業は、ショート・カット法を使用すべきではない、または使用することがもはや適切ではないと判断した場合に、原則的なヘッジの有効性評価方法を適用することができる。しかし、そのようなヘッジは、ヘッジ関係の開始時点から高い有効性を有しているものでなければならない。このため企業は、原則的な手法が用いられるヘッジ関係の開始時に、文書化を行うことが要求される。

これらの変更により、ショート・カット法の利用に関する重要な阻害要因は取り除かれることが予想されている。現行のガイダンスのもとでは、ショート・カット法の利用が適切でない場合は、通常ヘッジ会計が適用された過去の期間にヘッジ会計を適用できない結果になる。

【次のステップ】

FASBのスタッフは、以下を実施する予定である。

- 2015年度末までに公表することを目指して、ASU案のドラフトを作成する。
- FASBが検討すべき論点を特定する。
- ASU案のコスト、効果及び複雑性を分析する。
- 移行アプローチを決定する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

**この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
July 2015 No. 15-29をベースに作成したものです。**

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。